



# 新婚生活を応援します♡

(南砺市結婚新生活支援事業)

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(住居費等)の支援を行います。

## 事業概要



どのような新婚世帯が対象なの？

次の 1 ~ 6 の要件をすべて満たす新婚世帯が対象です。

1. 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した夫婦
2. 夫婦の所得を合わせて **500万円** 未満 ※
3. 夫婦ともに婚姻日における年齢が **39歳以下**
4. 夫婦ともに29歳以下は**2年以上**、左記以外は**1年以上**市内に居住見込みであること
5. 他公的制度による住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助を受けていないこと
6. その他、**南砺市が定める要件を満たす新婚世帯**

※ 貸与型奨学金を返還している新婚世帯は、  
奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

新しい要件が追加されました  
詳しくは担当課まで



どのような費用が対象なの？

◎対象となるのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支出した次の費用です。

① 住居費	新居の家賃・共益費、敷金・礼金、仲介手数料
② 引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用
③ リフォーム費用	新居の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用



いくら補助を受けられるの？

上記の ① 住居費 ② 引越費用 ③ リフォーム費用を合わせて、  
夫婦ともに**29歳以下** **上限60万円**、左記以外 **上限30万円**(いずれも1世帯あたり)です。



## <添付書類 チェックリスト>

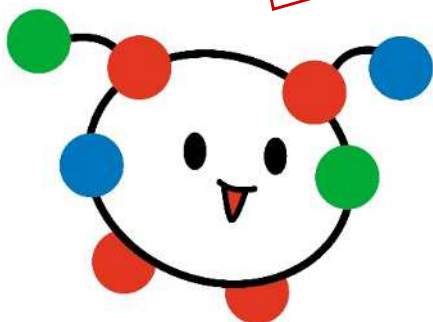
	必要書類		取得先など
<input type="checkbox"/>	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 (婚姻日が確認できるもの) <small>[婚姻日の確認のため]</small>	原本	南砺市市民センター窓口、住基カード・マイナンバーカード取得者はコンビニ発行も可
<input type="checkbox"/>	夫婦の住民票又は戸籍の附票 (世帯主・続柄・本籍等省略なし) <small>[同一の南砺市内の住所の確認のため]</small>	原本	◎戸籍：本籍地が南砺市外の場合は、 本籍地の市町村窓口等
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明書 (令和8年度分)	原本	令和8年1月1日現在に住所がある市町村の窓口
<input type="checkbox"/>	【奨学金の返済を行っている場合】 貸与型奨学金の返済額が分かる書類	コピー可	
<input type="checkbox"/>	夫婦の市税の完納証明書又は非課税証明書 (最新年度分) <small>※市税に滞納がないことを証明する書類</small>	原本	令和8年1月1日現在に住所がある市町村の窓口
<input type="checkbox"/>	住居費、引越費用及びリフォーム費用に係る領収書等の写し	コピー可	業者が準備したものも可
<input type="checkbox"/>	【住居費の場合】 住宅の賃貸借契約書の写し	コピー可	不動産業者が準備したものも可
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書(様式第2号) その他住宅手当の支給状況を証する書類	原本 コピー可	証明書⇒事業主が証明したもの 給与明細書等で支給状況が分かる書類の写し等
<input type="checkbox"/>	【リフォーム費用の場合】 夫婦名義の工事請負契約書又は請書の写	コピー可	工事請負業者が準備したものも可
<input type="checkbox"/>	①ライフデザイン・共家事共育てクイズ ②プレコンセプションケアクイズ ③医療期間への妊娠・出産に関する相談 (①～③のいずれかを実施)	取組 チラシ 参照	①②はチラシのQRからクイズに回答 (夫婦2人とも要回答) ③は「南砺市プレ妊娠検診」を申請して受診する

### 申請のタイミング (事後申請)

- ① 婚姻後、② 夫婦ともに同一の南砺市内の住所に異動手続き  
③ 対象経費の支払いを終えた時

※家賃・共益費についても支払った後

令和9年3月31日(水)までに申請



◎市によるアンケート等へ協力していただきます。

問い合わせ

☎0763 - 23 - 2037

市民協働課

ジェンダーギャップ対策・婚活若者係